一般社団法人日本暗号資産ビジネス協会(JCBA)

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
課税面から見た暗号資産(仮想通 貨)の位置付け	金融資産/支払手段	資産という以上の区分なし(通貨ではない)(※2.1)	のれん以外の無形資産 (Commodities 類似)	資産(その他資産※4.1) (Intangible Assets)	投資資産(movable investments) (※5.1)
個人の所得税	原則雑所得、事業と認められる場合 は事業所得(国税庁「暗号資産に関す る税務上の取扱いについて (FAQ)」)。 最大45%(住民税込みで55%)で総合課税。申告分離ではない。 年末調整済み給与所得者で、該当所 得20万円以下なら、確定申告不要。	キャピタルゲイン課税。1 年以上保有 した場合、"long-time capital gain"と	所有を観念でき、認識可能な価値を 有する限り、暗号資産は"chargeable asset"としてキャピタルゲイン課税 の対象になる。(※3.1) 納税者が" higher or additional rate	仮想通貨(ユーティリティ・トークンを含まない。)を1年以上保有している場合には原則として課税されない。1年を超えない場合はキャピタルゲイン課税が発生するが、1年の利益合計が600ユーロ以下の場合は非課税。事業と認められる場	個人投資家による仮装通貨のキャピタルゲイン (下記のとおり仮想通貨相互の交換は含まれない。) は、30% (税率12.8%及び社会保険負担17.2%。) の固定税率で課税されており、また、年間の利益が305ユーロを超えない限りは課税されない。ただし、機関投資家やマイニング事業者については、最高税率を45%とする累進税率による所得税の対象になる。(※5.1)
マイニングにより取得した仮想通 貨の最初の課税時点	マイニングによる取得時点	マイニングによる取得時点 受領時点での時価を収入として認識 する。また、事業として行っている場 合には、"Self-Employment"による収 入として課税に服する。(※2.3)	され、もし取引として行われない場	事業者/恒常的な取引者であるかどうかにより異なる。	処分(交換)時点
仮想通貨の交換等につき課税が発 生する場合	法定通貨、仮想通貨及び物品/サービスとの各交換	法定通貨、仮想通貨及び物品/サービスとの各交換	法定通貨、仮想通貨及び物品/サービスとの各交換	法定通貨、仮想通貨及び物品/サービスとの各交換	法定通貨及び物品/サービスとの 各交換(※5.1)
(ご参考) 消費税(VAT)の課税	2017年7月1日以降、原則として非	アメリカには消費税そのものは存在 せず、州で定められた売上税(Sales Tax)又は使用税(Use Tax)が存在す るのみである。		マイニングは課税対象外。 一方、それ以外のデジタルウォレッ	マイニング報酬は原則として課税 対象外(※5.4)。法定通貨との交換や 仮想通貨の売買は課税対象外。(※ 5.5)。 一方、物品の仮想通貨での購入は VAT の対象になる。
(ご参考) 法人保有の暗号資産に 係る時価評価益課税	活発な時価を有する暗号資産を事業 年度末時点で保有している場合、当 該暗号資産が自己発行かつ一定の条 件を満たしている場合を除き、時価 評価益を認識する必要あり	基本的に不要(※6)	該当する公表情報見当たらず(※7)	該当する公表情報見当たらず(※6)	法人が保有する NFT 以外のトークンについては、期末時価評価課税が行われる可能性がある (※6)

- ※1 本比較表は、特段の注記がない限り、OECD "Taxing Virtual Currencies: An Overview of Tax Treatments and Emerging Tax Policy Issues"の記載を前提に整理している。
- ※2.1 IRS ウェブサイト "Frequently Asked Questions on Virtual Currency Transactions" Q-1,Q-2
- ※2.2 IRS ウェブサイト "Topic No. 409 Capital Gains and Losses"
- ※2.3 IRS ウェブサイト "Notice 2014-21" Q-8 & Q-9
- 3.1 GOV.UK Cryptoassets Manual "CRYPTO22050 Cryptoassets for individuals: Capital Gains Tax: what is an asset"
- 3.2 GOV.UK "Capital Gains Tax"
- 3.3 GOV.UK Cryptoassets Manual "CRYPTO21150 Cryptoassets for individuals: Income Tax: mining transactions"
- 3.4 GOV.UK VAT Finance Manual "VATFIN2330 Money (including transfer of money) and related services: examples of services and products falling within item1: Bitcoin and similar cryptocurrencies"
- ※4.1 Bundesministerium der Finanzen (ドイツ財務省) "Einzelfragen zur ertragsteuerrechtlichen Behandlung von virtuellen Währungen und von Token" 31 項及び 53 項

- *4.2 https://www.ibtimes.com/germany-declares-crypto-gains-tax-free-after-year-even-if-coins-are-used-lending-or-3511980
- ※4.3 前掲 "Einzelfragen zur ertragsteuerrechtlichen Behandlung von virtuellen Währungen und von Token" 54 項
- *4.4 USA LIBRARY OF CONGRESS "Germany: Federal Ministry of Finance Publishes Guidance on VAT Treatment of Virtual Currencies"
- *5.1 Coinpanda" Guide to Crypto Taxes in France"
- *5.2 https://www.economie.gouv.fr/cedef/regime-fiscal-minage-cryptomonnaies
- *5.3 https://www.quechoisir.org/actualite-cryptomonnaies-des-regles-fiscales-plus-claires-en-2023-n97736/
- **※**5.4 France Crypto Tax (rue.ee)
- ₹5.5 "Cryptocurrencies and Taxes in France: All There is to Know"
- ※6 2022年12月デロイト トーマツ コンサルティング合同会社「日本におけるデジタル資産・分散台帳技術の活用、事業環境整備に係る調査研究」P33~34 https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/a31d04f1-d74a-45cf-8a4d-5f76e0f1b6eb/039558e7/20221228_meeting_web3_report_00.pdf
- ※7 GOV.UK Cryptoassets Manual 等を確認した限りでは、暗号資産一般に適用される時価評価(Mrak to Market)に係る記述は見当たらなかった。ただし、投資かつ短期保有目的の他社発行暗号資産については、期末時価評価が要求される可能性がある。